
「定款」等の一部改正について

日証協 平成 26 年 6 月 20 日

本協会では、①金融機関の新たな破綻処理の枠組みへの対応及び②従たる事務所の見直しを行うための「定款」の一部改正について、去る 6 月 16 日開催の定時総会において承認を受け、6 月 20 日付で金融庁長官の認可を受けた。

また、②に関連し、「地区協会規則」、「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正及び地区別評議会等の委員資格の見直しを行うため「証券戦略会議規則」について一部改正を行った。

本改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「定款」等の一部改正について

平成 26 年 6 月 20 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

(1) 金融機関の新たな破綻処理の枠組みへの対応

リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発した国際的な金融危機の中で、金融システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼす恐れがあることが明らかになったことを踏まえ、我が国においても、G20 を始めとする国際的な議論の動向に合わせて、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備するため、改正預金保険法等が平成 26 年 3 月 6 日から施行されたところである。

今般、改正預金保険法に基づき設立される特定承継金融機関等が本協会に加入する場合における円滑な対応を図るため、「定款」の一部を改正することとする。

(2) 従たる事務所の見直し

東北地区協会の事務局について、本協会全体の運営等の効率性を重視する観点から、その機能を本協会本部に移管することとし、「定款」等の一部を改正することとする。

(3) 地区別評議会等の委員資格の見直し

地区別評議会について、会員の業務実態をより適切に反映させ、運営の活性化を図る観点から、委員資格を見直すため、「証券戦略会議規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 金融機関の新たな破綻処理の枠組みへの対応

① 特定承継金融機関等が本協会に加入する場合の承認については、理事会の決議によらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならないこととする。

(定款第 22 条第 3 項)

② 特定承継金融機関等が本協会に加入する場合には、入会金の納入は要しないこととする。

(定款第 24 条第 1 項)

③ 協会員が特定承継金融機関等である場合には、定款その他の規則の規定にかかわらず、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができることとする。なお、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため直ちに講じるべき必要な措置については、会長がこれを決定

することができることとし、当該決定を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならないこととする。

(定款第 27 条)

- ④ 理事会は、上記③の理事会の決議により講じる必要な措置のうち、自主規制業務に関する事項について決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任することとする。

(定款第 56 条第 2 項第 10 号)

- ⑤ その他、所要の整備を行う。

(2) 従たる事務所の見直し

- ① 従たる事務所のうち東北地区協会の事務所の所在地を、宮城県仙台市から東京都中央区に変更する。

(「定款」第 2 条、「地区協会規則」別表及び「事務所の設置について」(理事会決議) 第 1 条第 2 号)

- ② その他所要の整備を行う。

(3) 地区別評議会等の委員資格の見直し

- ・ 地区別評議会及び地区別評議会の部会の委員資格に「会員代表者に準ずる者」を追加する。

(証券戦略会議規則第 33 条第 2 項、第 5 項及び第 39 条第 2 項)

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 (電話 03-3667-8451)

以 上

「定款」の一部改正について

平成 26 年 6 月 20 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。</p> <p>(加入の承認)</p> <p>第 22 条 本協会に加入しようとする第 5 条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の入会申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 第 1 項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。<u>ただし、特定承継金融機関等（預金保険法第 126 条の 34 第 3 項第 5 号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）</u>についての加入の承認は、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>4 本協会は、加入する協会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させ、並びに倫理コードの実効性の確保を図らせるため、加入に際し必要な指示をすることができる。</p> <p>(加入の承認を受けた場合における入会金の納付)</p> <p>第 24 条 本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。<u>ただし、入会申請者が特定承継金融機関等である場合には、</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に、従たる事務所を北海道札幌市、<u>宮城県仙台市、</u>東京都中央区、愛知県名古屋市、石川県金沢市、大阪府大阪市、広島県広島市、香川県高松市及び福岡県福岡市に置く。</p> <p>(加入の承認)</p> <p>第 22 条 本協会に加入しようとする第 5 条各号に定める要件のいずれかを満たす者は、別に定める様式による入会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の入会申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3 第 1 項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。</p> <p>4 本協会は、加入する協会員に対し、法令及び定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制を整備させ、並びに倫理コードの実効性の確保を図らせるため、加入に際し必要な指示をすることができる。</p> <p>(加入の承認を受けた場合における入会金の納付)</p> <p>第 24 条 本協会に加入の承認を受けた入会申請者は、本協会が指定する期日までに本協会に入会金を納入しなければならない。</p>

新	旧
<p><u>入会金の納入は要しない。</u></p> <p>2 入会金の額は、定款施行規則で定める。</p> <p>3 協会員は、第1項に規定する入会金について返還を受けることができない。</p>	<p>2 入会金の額は、定款施行規則で定める。</p> <p>3 協会員は、第1項に規定する入会金について返還を受けることができない。</p>
<p>(特定承継金融機関等に係る特例措置)</p>	
<p>第27条 <u>本協会は、協会員が特定承継金融機関等である場合には、定款その他の規則の規定にかかわらず、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため直ちに講じべき必要な措置については、会長がこれを決定することができる。当該決定を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第27条 <u>削 除</u></p>
<p>(店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定)</p>	<p>(店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定)</p>
<p>第30条 <u>第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、店頭デリバティブ取引会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員権」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員代表者」と、第26条中「会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読</u></p>	<p>第30条 <u>第15条から第21条まで及び第25条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、店頭デリバティブ取引会員について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第27条から第29条までの規定中「会員」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第28条中「会員権」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員権」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員代表者」と、第26条中「会員が店頭デリバティブ取引会員になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「店頭デリバティブ取引会員が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとす</u></p>

新	旧
<p>み替えるものとする。</p> <p>(特別会員に対する準用規定)</p> <p>第 33 条 第 15 条から第 21 条まで、第 25 条、<u>第 28 条及び第 29 条の規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第 56 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1～9 (現行どおり)</p> <p><u>10 第 27 条第 1 項に規定する必要な措置を講じることに関する事項 (前各号に掲げる事項に係るものに限る。)</u></p> <p>3～7 (現行どおり)</p>	<p>る。</p> <p>(特別会員に対する準用規定)</p> <p>第 33 条 第 15 条から第 21 条まで、第 25 条及び<u>第 27 条から第 29 条までの規定は、特別会員について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第 17 条中「会員代表者」とあるのは「特別会員代表者」と、第 28 条中「会員権」とあるのは「特別会員権」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第 56 条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1～9 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>3～7 (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

「地区協会規則」の一部改正について

平成 26 年 5 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧																																																												
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第71条第2項の規定に基づき、地区協会の名称、<u>事務所の所在地</u>、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(名称、<u>事務所の所在地</u>、管轄区域等)</p> <p>第 2 条 地区協会の名称、<u>事務所の所在地</u>及びその管轄区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(別 表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th><u>事務所の所在地</u></th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区協会</td> <td>札幌市</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区協会</td> <td><u>東京都中央区</u></td> <td>宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県</td> </tr> <tr> <td>東京地区協会</td> <td>東京都中央区</td> <td>東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県</td> </tr> <tr> <td>名古屋地区協会</td> <td>名古屋市</td> <td>愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区協会</td> <td>金沢市</td> <td>石川県、富山県及び福井県</td> </tr> <tr> <td>大阪地区協会</td> <td>大阪市</td> <td>大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県</td> </tr> <tr> <td>中国地区協会</td> <td>広島市</td> <td>広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区協会</td> <td>高松市</td> <td>香川県、愛媛県、徳島県及び高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区協会</td> <td>福岡市</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>	名 称	<u>事務所の所在地</u>	管轄区域	北海道地区協会	札幌市	北海道	東北地区協会	<u>東京都中央区</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県	東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県	名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県	北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県	大阪地区協会	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県	中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県	四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、定款第71条第2項の規定に基づき、地区協会の名称、所在地、管轄区域その他地区協会の組織及びその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>(名称、<u>所在地</u>、管轄区域等)</p> <p>第 2 条 地区協会の名称、所在地及びその管轄区域は、別表のとおりとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(別 表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道地区協会</td> <td>札幌市</td> <td>北海道</td> </tr> <tr> <td>東北地区協会</td> <td><u>仙台市</u></td> <td>宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県</td> </tr> <tr> <td>東京地区協会</td> <td>東京都中央区</td> <td>東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県</td> </tr> <tr> <td>名古屋地区協会</td> <td>名古屋市</td> <td>愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県</td> </tr> <tr> <td>北陸地区協会</td> <td>金沢市</td> <td>石川県、富山県及び福井県</td> </tr> <tr> <td>大阪地区協会</td> <td><u>大阪市中央区</u></td> <td>大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県</td> </tr> <tr> <td>中国地区協会</td> <td>広島市</td> <td>広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県</td> </tr> <tr> <td>四国地区協会</td> <td>高松市</td> <td>香川県、愛媛県、徳島県及び高知県</td> </tr> <tr> <td>九州地区協会</td> <td>福岡市</td> <td>福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所在地	管轄区域	北海道地区協会	札幌市	北海道	東北地区協会	<u>仙台市</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県	東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県	名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県	北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県	大阪地区協会	<u>大阪市中央区</u>	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県	中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県	四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県
名 称	<u>事務所の所在地</u>	管轄区域																																																											
北海道地区協会	札幌市	北海道																																																											
東北地区協会	<u>東京都中央区</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県																																																											
東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県																																																											
名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県																																																											
北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県																																																											
大阪地区協会	大阪市	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県																																																											
中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県																																																											
四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県																																																											
九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県																																																											
名 称	所在地	管轄区域																																																											
北海道地区協会	札幌市	北海道																																																											
東北地区協会	<u>仙台市</u>	宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県及び青森県																																																											
東京地区協会	東京都中央区	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県及び沖縄県																																																											
名古屋地区協会	名古屋市	愛知県、岐阜県、静岡県及び三重県																																																											
北陸地区協会	金沢市	石川県、富山県及び福井県																																																											
大阪地区協会	<u>大阪市中央区</u>	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び滋賀県																																																											
中国地区協会	広島市	広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県																																																											
四国地区協会	高松市	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県																																																											
九州地区協会	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県及び宮崎県																																																											

「事務所の設置について」（理事会決議）の一部改正について

平成 26 年 5 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧																				
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 本協会は、定款第 2 条及び同第71条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。</p> <p>1 主たる事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号 <u>(本部事務局)</u></p> <p>2 <u>従たる事務所</u></p> <p><u>札幌市中央区南一条西五丁目 14 番地の 1 (北海道地区協会事務局)</u></p> <p><u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号 (東京地区協会事務局・東北地区協会事務局)</u></p> <p><u>名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号 (名古屋地区協会事務局)</u></p> <p><u>金沢市片町二丁目 2 番 15 号 (北陸地区協会事務局)</u></p> <p><u>大阪市中央区北浜一丁目 5 番 5 号 (大阪地区協会事務局)</u></p> <p><u>広島市中区上幟町 3 番 26 号 (中国地区協会事務局)</u></p> <p><u>高松市古新町 4 番地の 5 (四国地区協会事務局)</u></p> <p><u>福岡市中央区天神二丁目 14 番 2 号 (九州地区協会事務局)</u></p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 本協会は、定款第 2 条及び同第71条の規定に基づき、次のとおり事務所を設置する。</p> <p>1 主たる事務所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号</p> <p>2 <u>その他の事務所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th align="center">名 称</th> <th align="center">所 在 の 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>北海道地区協会</u></td> <td><u>札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1</u></td> </tr> <tr> <td><u>東北地区協会</u></td> <td><u>仙台市青葉区一番町三丁目6番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>東京地区協会</u></td> <td><u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号</u></td> </tr> <tr> <td><u>名古屋地区協会</u></td> <td><u>名古屋市中区栄三丁目8番20号</u></td> </tr> <tr> <td><u>北陸地区協会</u></td> <td><u>金沢市片町二丁目2番15号</u></td> </tr> <tr> <td><u>大阪地区協会</u></td> <td><u>大阪市中央区北浜一丁目5番5号</u></td> </tr> <tr> <td><u>中国地区協会</u></td> <td><u>広島市中区上幟町3番26号</u></td> </tr> <tr> <td><u>四国地区協会</u></td> <td><u>高松市古新町4番地の5</u></td> </tr> <tr> <td><u>九州地区協会</u></td> <td><u>福岡市中央区天神二丁目14番2号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 の 場 所	<u>北海道地区協会</u>	<u>札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1</u>	<u>東北地区協会</u>	<u>仙台市青葉区一番町三丁目6番1号</u>	<u>東京地区協会</u>	<u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号</u>	<u>名古屋地区協会</u>	<u>名古屋市中区栄三丁目8番20号</u>	<u>北陸地区協会</u>	<u>金沢市片町二丁目2番15号</u>	<u>大阪地区協会</u>	<u>大阪市中央区北浜一丁目5番5号</u>	<u>中国地区協会</u>	<u>広島市中区上幟町3番26号</u>	<u>四国地区協会</u>	<u>高松市古新町4番地の5</u>	<u>九州地区協会</u>	<u>福岡市中央区天神二丁目14番2号</u>
名 称	所 在 の 場 所																				
<u>北海道地区協会</u>	<u>札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1</u>																				
<u>東北地区協会</u>	<u>仙台市青葉区一番町三丁目6番1号</u>																				
<u>東京地区協会</u>	<u>東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号</u>																				
<u>名古屋地区協会</u>	<u>名古屋市中区栄三丁目8番20号</u>																				
<u>北陸地区協会</u>	<u>金沢市片町二丁目2番15号</u>																				
<u>大阪地区協会</u>	<u>大阪市中央区北浜一丁目5番5号</u>																				
<u>中国地区協会</u>	<u>広島市中区上幟町3番26号</u>																				
<u>四国地区協会</u>	<u>高松市古新町4番地の5</u>																				
<u>九州地区協会</u>	<u>福岡市中央区天神二丁目14番2号</u>																				

「証券戦略会議規則」の一部改正について

平成 26 年 5 月 28 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(地区別評議会)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2 地区別評議会は、別表に定めるところにより、地区協会ごとに会員代表者若しくはこれに準ずる者(定款施行規則第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社の役員若しくは従業員を含む。以下同じ。)又は地区会員代表者(「地区協会規則」第 6 条第 1 項に規定する地区会員代表者をいう。以下同じ。)のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p>5 第 2 項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店(外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者(本協会の役員である者を除く。)又はこれに準ずる者及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。</p> <p>6・7 (現行どおり)</p> <p>(地区別評議会の部会)</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>2 部会は、地区会長が、その地区協会に所属する会員の会員代表者若しくはこれに準ずる者、地区会員代表者、役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p>	<p>(地区別評議会)</p> <p>第 33 条 (省 略)</p> <p>2 地区別評議会は、別表に定めるところにより、地区協会ごとに会員代表者又は地区会員代表者(「地区協会規則」第 6 条第 1 項に規定する地区会員代表者をいう。以下同じ。)のうちから選任する地区別評議会委員をもって構成する。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 第 2 項に規定する地区別評議会委員は、それぞれ地区協会ごとにその管轄区域内に本店(外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。以下同じ。)が所在する会員の会員代表者(本協会の役員である者を除く。)及び地区会員代表者のうちから、地区会長が、その地区の会員代表者及び地区会員代表者の同意を得て、これを選任する。</p> <p>6・7 (省 略)</p> <p>(地区別評議会の部会)</p> <p>第 39 条 (省 略)</p> <p>2 部会は、地区会長が、その地区協会に所属する会員の会員代表者、地区会員代表者、役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。</p>

新	旧
<p data-bbox="411 293 560 327" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="188 342 783 421">この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p>	